

令和3年8月

狛江市議会第3回定例会提出議案

提 出 議 案

- | | |
|---|------|
| | 5 |
| 1 報告第4号 令和3年度狛江市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて | -3- |
| 2 議案第30号 令和3年度狛江市一般会計補正予算(第6号) | -4- |
| 3 議案第31号 令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | -5- |
| 4 議案第32号 令和3年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | -6- |
| 5 議案第33号 令和3年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号) | -7- |
| 6 議案第34号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例 | -8- |
| 7 議案第35号 狛江市税条例の一部を改正する条例 | -14- |
| 8 議案第36号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例 | -20- |
| 9 議案第37号 狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 | -26- |

10	議案第38号	狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	-28-
11	議案第39号	道路の認定について	-44-
12	認定第1号	令和2年度狛江市一般会計決算の認定について	-45-
13	認定第2号	令和2年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について	-46-
14	認定第3号	令和2年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-47-
15	認定第4号	令和2年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-48-
16	認定第5号	令和2年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-49-
17	認定第6号	令和2年度狛江市下水道事業会計決算の認定について	-50-

報告第 4 号

令和 3 年度狛江市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により，令和 3 年 6 月 22 日に次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので，地方自治法第179条第 1 項の規定により，令和 3 年度狛江市一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 22 日

報告第4号別紙

令和3年度

狛江市一般会計補正予算(第5号)

令和3年度狛江市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度狛江市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,956,741千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月22日 専決

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		5,754,943	83,827	5,838,770
	2. 国庫補助金	922,929	83,827	1,006,756
20. 繰越金		117,201	1,327	118,528
	1. 繰越金	117,201	1,327	118,528
歳入合計		30,871,587	85,154	30,956,741

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 民生費		16,062,874	85,154	16,148,028
	1. 社会福祉費	5,941,704	85,154	6,026,858
歳出合計		30,871,587	85,154	30,956,741

狛江市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,754,943	83,827	5,838,770
20. 繰越金	117,201	1,327	118,528
歳入合計	30,871,587	85,154	30,956,741

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
3. 民生費	16,062,874	85,154	16,148,028	83,827	0	0	0	1,327
歳出合計	30,871,587	85,154	30,956,741	83,827	0	0	0	1,327

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 399,055	千円 83,827	千円 482,882	1. 社会福祉費 補助金	千円 83,827	千円 8. 自立相談支援機関等の強化事業補助金 3,986 9. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 79,841
計	922,929	83,827	1,006,756			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 117,201	千円 1,327	千円 118,528	1. 繰越金	千円 1,327	千円 1. 前年度繰越金
計	117,201	1,327	118,528			

(款) 20. 繰越金

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 1,747,363	千円 85,154	千円 1,832,517	千円 83,827	千円	千円	千円	千円 1,327		千円	
				3,986				1,327	1. 報酬 2,305	26. 生活困窮者自立相談支援事業 5,313	
									3. 職員手当等 284		
									10. 需用費 149	[福祉相談課]	
									1. 消耗品費 130	委託料 5,313	
									4. 印刷製本費 19	生活困窮者自立相談支援・ 住居確保給付金事業委託	
									11. 役務費 101		
				79,841					1. 通信運搬費 90	39. 生活困窮者自立支援金 79,841	
									3. 手数料 11	[福祉相談課] 報酬 2,305	
									12. 委託料 19,135	一般事務報酬	
									19. 扶助費 63,180	職員手当等 284	
										需用費 149	
										消耗品費 (130)	
										事務用消耗品	
										印刷製本費 (19)	
										封筒	
										役務費 101	
										通信運搬費 (90)	
										郵送料	
										手数料 (11)	
										金融機関調査等手数料	
										委託料 13,822	
										受付・初期審査業務委託 9,749	
										支給決定事務派遣委託 4,073	
										扶助費 63,180	
										生活困窮者自立支援金	
計	5,941,704	85,154	6,026,858	83,827				1,327			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(13) 【508】 437	694,130	1,675,474	1,425,589	3,795,193	595,634	4,390,827
補正前	(13) 【506】 437	691,825	1,675,474	1,425,305	3,792,604	595,634	4,388,238
比 較	(0) 【2】 0	2,305	0	284	2,589	0	2,589

(職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	283,341	33,840	58,443	9,180	103,233	774,357	207	35,110	26,745	101,133	
補正前	283,341	33,840	58,443	9,180	103,233	774,357	207	35,110	26,745	100,849	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	2,305	その他の増減分	2,305 その他の増加分	2,305
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0 給与改定に伴う増減分	0
		その他の増減分	0 新陳代謝等に伴う増減分	0
職 員 手 当	284	制度改正に伴う増減分	0 制度改正に伴う増減分	0
		その他の増減分	284 その他の増加分	284

議案第 30 号

令和 3 年度狛江市一般会計補正予算（第 6 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第30号別紙

令和3年度

狛江市一般会計補正予算(第6号)

令和3年度狛江市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度狛江市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490,260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,447,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和3年8月27日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
10. 地方特例交付金		111,648	△11,052	100,596
	1. 地方特例交付金	96,746	△11,052	85,694
11. 地方交付税		1,628,000	367,345	1,995,345
	1. 地方交付税	1,628,000	367,345	1,995,345
15. 国庫支出金		5,838,770	246,833	6,085,603
	1. 国庫負担金	4,808,459	164,445	4,972,904
	2. 国庫補助金	1,006,756	79,532	1,086,288
	3. 委託金	23,555	2,856	26,411
16. 都支出金		5,209,854	6,215	5,216,069
	2. 都補助金	3,257,011	6,215	3,263,226
19. 繰入金		212,676	52,825	265,501
	1. 繰入金	212,676	52,825	265,501
20. 繰越金		118,528	1,471,094	1,589,622
	1. 繰越金	118,528	1,471,094	1,589,622
21. 諸収入		473,945	2,500	476,445
	5. 雑収入	461,642	2,500	464,142
22. 市債		2,117,700	△645,500	1,472,200
	1. 市債	2,117,700	△645,500	1,472,200
歳入	合 計	30,956,741	1,490,260	32,447,001

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		2,790,201	535,960	3,326,161
	1. 総務管理費	2,025,424	532,471	2,557,895
	2. 徴税費	367,950	1,210	369,160
	3. 戸籍住民基本台帳費	274,354	2,279	276,633
3. 民生費		16,148,028	35,934	16,183,962
	1. 社会福祉費	6,026,858	35,934	6,062,792
4. 衛生費		2,555,302	213,303	2,768,605
	1. 保健衛生費	1,345,878	163,303	1,509,181
	2. 清掃費	1,209,424	50,000	1,259,424
8. 土木費		1,603,645	329,540	1,933,185
	2. 道路橋りょう費	439,583	17,424	457,007
	3. 河川費	22,717	12,116	34,833
	4. 都市計画費	990,472	300,000	1,290,472
	9. 消防費	1,211,530	48,703	1,260,233
9. 消防費	1. 消防費	1,211,530	48,703	1,260,233
	10. 教育費	4,259,055	3,083	4,262,138
10. 教育費	1. 教育総務費	520,941	3,083	524,024
	12. 諸支出金	240	323,737	323,977
12. 諸支出金	1. 基金費	240	323,737	323,977
	歳出合計	30,956,741	1,490,260	32,447,001

第二表 地方債補正

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水ポンプ車整備事業債	千円 45,500	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	排水ポンプ車整備事業債	千円	証書借入 又 は 証券発行	4.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入れの時から 据置期間を含め、25 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
第一小学校整備事業債	49,200				第一小学校整備事業債	49,200			
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	97,600				学校屋内運動場空調設備 整備事業債	97,600			
第一中学校整備事業債	37,700				第一中学校整備事業債	37,700			
第二中学校整備事業債	188,000				第二中学校整備事業債	188,000			
第四中学校整備事業債	21,500				第四中学校整備事業債	21,500			
市民ホール整備事業債	191,200				市民ホール整備事業債	191,200			
臨時財政対策債	1,487,000				臨時財政対策債	887,000			
計	2,117,700				計	1,472,200			

狛江市一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	111,648	△11,052	100,596
11. 地方交付税	1,628,000	367,345	1,995,345
15. 国庫支出金	5,838,770	246,833	6,085,603
16. 都支金	5,209,854	6,215	5,216,069
19. 繰入金	212,676	52,825	265,501
20. 繰越金	118,528	1,471,094	1,589,622
21. 諸収入	473,945	2,500	476,445
22. 市債	2,117,700	△645,500	1,472,200
歳入合計	30,956,741	1,490,260	32,447,001

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,790,201	535,960	3,326,161	47,053	0	0	0	488,907
3. 民生費	16,148,028	35,934	16,183,962	27,742	7	0	0	8,185
4. 衛生費	2,555,302	213,303	2,768,605	154,023	5,981	0	0	53,299
8. 土木費	1,603,645	329,540	1,933,185	0	0	0	2,500	327,040
9. 消防費	1,211,530	48,703	1,260,233	0	0	0	0	48,703
10. 教育費	4,259,055	3,083	4,262,138	2,856	227	0	0	0
12. 諸支出金	240	323,737	323,977	0	0	0	0	323,737
歳出合計	30,956,741	1,490,260	32,447,001	231,674	6,215	0	2,500	1,249,871

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	千円 96,746	千円 △11,052	千円 85,694	1. 地方特例 交付金	千円 △11,052	千円 1. 減収補てん特例交付金 △1,802 2. 自動車税減収補てん特例交付金 △8,893 3. 軽自動車税減収補てん特例交付金 △357
計	96,746	△11,052	85,694			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 1,628,000	千円 367,345	千円 1,995,345	1. 地方交付税	千円 367,345	千円 1. 普通交付税
計	1,628,000	367,345	1,995,345			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 4,566,185	千円 24,527	千円 4,590,712	1. 社会福祉費 負担金	千円 24,527	千円 3. 住居確保給付金負担金
2. 衛生費 国庫負担金	206,915	139,918	346,833	1. 保健衛生費 負担金	139,918	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	4,808,459	164,445	4,972,904			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 249,589	千円 62,212	千円 311,801	1. 総務管理費 補助金	千円 62,212	千円 1. 個人番号カード関連事務費等補助金 2,279 3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 44,774 4. 消防団設備整備費補助金 15,159

(款) 15. 国庫支出金

(款) 15. 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 482,882	千円 3,215	千円 486,097	3. 障がい者 自立支援事業費 補助金	千円 3,215	千円 15 3,200 1. 地域生活支援事業費等補助金 2. 障がい者総合支援事業費補助金
3. 衛生費 国庫補助金	187,730	14,105	201,835	1. 保健衛生費 補助金	14,105	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
計	1,006,756	79,532	1,086,288			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 教育費委託金	千円 0	千円 2,856	千円 2,856	1. 学校教育費 委託金	千円 2,856	千円 1. 特別支援教育に関する実践研究充実事業委託金
計	23,555	2,856	26,411			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,529,356	千円 7	千円 1,529,363	5. 障がい者 自立支援事業費 補助金	千円 7	千円 1. 地域生活支援事業費等補助金
3. 衛生費都補助金	92,634	5,981	98,615	1. 保健衛生費 補助金	5,981	9. 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 2,305 11. 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金 3,676
7. 教育費都補助金	170,556	227	170,783	1. 教育総務費 補助金	227	12. 社会の力活用事業補助金
計	3,257,011	6,215	3,263,226			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 特別会計繰入金	千円 2	千円 52,825	千円 52,827	1. 後期高齢者医療 特別会計繰入金	千円 42,471	1. 特別会計繰入金
				2. 介護保険 特別会計繰入金	1,789	1. 特別会計繰入金
				3. 国民健康保険 特別会計繰入金	8,565	1. 特別会計繰入金
計	212,676	52,825	265,501			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 118,528	千円 1,471,094	千円 1,589,622	1. 繰越金	千円 1,471,094	1. 前年度繰越金
計	118,528	1,471,094	1,589,622			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 461,642	千円 2,500	千円 464,142	6. 雑入	千円 2,500	6. 雑入
計	461,642	2,500	464,142			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 消防債	千円 45,500	千円 △45,500	千円 0	1. 消防施設 整備事業債	千円 △45,500	1. 排水ポンプ車整備事業債
3. 臨時財政対策債	1,487,000	△600,000	887,000	1. 臨時財政対策債	△600,000	1. 臨時財政対策債

(款) 22. 市債

(款) 22. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	千円 2,117,700	千円 △645,500	千円 1,472,200		千円	千円

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	千円 1,510,426	千円 31,785	千円 1,542,211	千円 31,785	千円	千円	千円		千円		
				31,785				12. 委託料	23,661	6. 庁舎維持管理費	
								13. 使用料及び賃借料	754	[総務課] 委託料	
								17. 備品購入費	7,370	FMC電話システム導入委託	
										20,691	
										2,970	
										754	
										FMC対応携帯電話借上	
										7,370	
										庁舎管理用備品	
6. 財産管理費	3,967	100,000	103,967				100,000				
							50,000	24. 積立金	100,000	2. 公共施設整備基金費	
										50,000	
							50,000			[財政課] 積立金	
										50,000	
										公共施設整備基金積立金	
										50,000	
										[財政課] 積立金	
										50,000	
										公共施設修繕基金積立金	
8. 計算事務費	255,016	7,779	262,795	7,779							
				7,779				17. 備品購入費	7,779	1. 計算事務費	
										[総務課] 備品購入費	
										7,779	
										事務用備品	
11. 諸費	25,141	392,907	418,048	4,000			388,907				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
11.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	388,907	18. 負担金, 補助及び交付金	千円 4,000	1. 一般事務費 388,907 〔公民館 203〕 償還金, 利子及び割引料 203 過年度国, 都支出金等還付金 〔福祉政策課 164,913〕 償還金, 利子及び割引料 164,913 過年度国, 都支出金等還付金 〔子ども政策課 223,581〕 償還金, 利子及び割引料 223,581 過年度国, 都支出金等還付金 〔環境政策課 210〕 償還金, 利子及び割引料 210 過年度国, 都支出金等還付金 4. 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の葬儀費用補助事業 4,000 〔市民課〕 負担金, 補助及び交付金 4,000 葬儀費用補助金
				4,000							
計	2,025,424	532,471	2,557,895	43,564				488,907			

(項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	千円 130,036	千円 1,210	千円 131,246	千円 1,210	千円	千円	千円			千円	
				1,210					12. 委託料	千円 1,210	1. 一般事務費 1,210

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円 扶助費 住居確保給付金 32,704	
8. 障がい サービス費	1,495,772	3,230	1,499,002	3,215	7			8			14. 意思疎通支援事業 〔高齢障がい課〕 役務費 通信運搬費 遠隔手話通訳用タブレット 端末通信料 委託料 コミュニケーション支援ツ ール導入委託 備品購入費 事業用備品 3,230 30 (30) 2,860 340 2,860 340
				3,215	7			8	11. 役務費	30	
									1. 通信 運搬費	30	
									12. 委託料	2,860	
									17. 備品購入費	340	
計	6,026,858	35,934	6,062,792	27,742	7			8,185			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 749,521	千円 163,303	千円 912,824	千円 154,023	千円 5,981	千円	千円	千円 3,299			千円 1. 予防接種 〔健康推進課〕 需用費 消耗品費 事業用消耗品 印刷製本費 問診票 役務費 通信運搬費 6,975 76 (10) (66) 229 (229)
					千円 3,676			千円 3,299	1. 報酬	3,063	
									10. 需用費	2,381	
									1. 消耗品費	2,315	
									4. 印刷 製本費	66	
									11. 役務費	229	
									1. 通信 運搬費	229	
					12. 委託料	95,796					

									13. 使用料及び 賃借料	212	郵送料 委託料 6,670
									18. 負担金, 補助及び 交付金	61,622	成人用肺炎球菌感染症ワク チン接種委託
					2,305						10. 新型コロナウイルス感染症予 防 2,305
											〔健康推進課〕 需用費 2,305 消耗品費 (2,305) 対策用消耗品
				154,023							12. 新型コロナ予防接種 154,023
											〔新型コロナ予防接種室 〕 報酬 3,063 一般事務補助報酬（時間額 ） 1,206 一般事務報酬 1,857 委託料 89,126 新型コロナ予防接種事業支 援業務委託 26,775 医療廃棄物運搬・処理委託 594 新型コロナ予防接種会場運 営委託 59,651 新型コロナワクチン接種ク ーポン券発送, 接種予約チ ラシ作成及び全戸配布委託 2,106 使用料及び賃借料 212 モバイルルーター借上 13 複合機借上 44 携帯電話借上 73 手話通訳システム借上 82 負担金, 補助及び交付金 61,622

											多摩川土手の天端舗装打換等工事
計	439,583	17,424	457,007					17,424			

(項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 河川総務費	千円 22,717	千円 12,116	千円 34,833	千円	千円	千円	千円 2,500	千円 9,616			千円
							2,500	9,616	14. 工事請負費	12,116	3. 多摩川河川敷環境保全事業 12,116
											[環境政策課] 工事請負費 多摩川土手の天端環境性能 舗装等工事 12,116
計	22,717	12,116	34,833				2,500	9,616			

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 都市計画総務費	千円 274,941	千円 300,000	千円 574,941	千円	千円	千円	千円 300,000	千円 300,000			千円
									24. 積立金	300,000	10. 都市計画事業基金費 300,000
											[財政課] 積立金 都市計画事業基金積立金 300,000
計	990,472	300,000	1,290,472					300,000			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,027,854	千円 48,703	千円 1,076,557	千円	千円	千円	千円 48,703				千円

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

											事業用備品
計	520,941	3,083	524,024	2,856	227						

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 財政調整基金費	千円 236	千円 323,737	千円 323,973	千円	千円	千円	千円	千円 323,737	千円 323,737	千円 1. 財政調整基金費 323,737	
								24. 積立金	323,737	[財政課] 積立金 323,737 財政調整基金積立金	
計	240	323,737	323,977					323,737			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(13) 【511】 437	699,325	1,675,474	1,425,902	3,800,701	595,634	4,396,335
補正前	(13) 【508】 437	694,130	1,675,474	1,425,589	3,795,193	595,634	4,390,827
比 較	(0) 【3】 0	5,195	0	313	5,508	0	5,508

(職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	283,341	33,840	58,443	9,180	103,233	774,357	207	35,110	26,745	101,446	
補正前	283,341	33,840	58,443	9,180	103,233	774,357	207	35,110	26,745	101,133	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	313	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
報 酬	5,195	その他の増減分	5,195	その他の増加分	5,195
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	給与改定に伴う増減分	0
		その他の増減分	0	新陳代謝等に伴う増減分	0
職員手当	313	制度改正に伴う増減分	0	制度改正に伴う増減分	0
		その他の増減分	313	その他の増加分	313

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,423,760	千円 8,203,884	千円 802,000	千円 705,195	千円 8,300,689
(1) 総務債	648,910	593,478		55,751	537,727
(2) 民生債	1,987,748	1,979,786		74,279	1,905,507
(3) 衛生債	455,038	449,078		21,554	427,524
(4) 土木債	1,851,879	1,643,930	58,000	189,078	1,512,852
(5) 消防債	287,769	259,137		28,651	230,486
(6) 教育債	3,192,416	3,278,475	744,000	335,882	3,686,593
2. 減税補てん債	292,236	213,171		66,832	146,339
3. 臨時財政対策債	10,625,177	10,501,791	887,000	836,848	10,551,943
4. 減収補てん債		31,011			31,011
合 計	19,341,173	18,949,857	1,689,000	1,608,875	19,029,982

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 31 号

令和 3 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第31号別紙

令和3年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,466,093千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月27日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 都 支 出 金		4,900,279	1,210	4,901,489
	1. 都 補 助 金	4,900,278	1,210	4,901,488
5. 繰 越 金		1	48,427	48,428
	1. 繰 越 金	1	48,427	48,428
歳 入 合 計		7,416,456	49,637	7,466,093

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 総 務 費		60,013	1,210	61,223
	2. 徴 税 費	33,640	1,210	34,850
6. 諸 支 出 金		14,201	48,427	62,628
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	14,201	39,862	54,063
	2. 繰 出 金	0	8,565	8,565
歳 出 合 計		7,416,456	49,637	7,466,093

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 都支出金	4,900,279	1,210	4,901,489
5. 繰越金	1	48,427	48,428
歳入合計	7,416,456	49,637	7,466,093

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	60,013	1,210	61,223	0	1,210	0	0	0
6. 諸支出金	14,201	48,427	62,628	0	0	0	0	48,427
歳出合計	7,416,456	49,637	7,466,093	0	1,210	0	0	48,427

2. 歳入

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 保険給付費等 交付金	千円 4,785,397	千円 1,210	千円 4,786,607	2. 特別交付金	千円 1,210	3. 都繰入金(2号分)
計	4,900,278	1,210	4,901,488			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 48,427	千円 48,428	1. 繰越金	千円 48,427	1. 前年度繰越金
計	1	48,427	48,428			

(款) 5. 繰越金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 賦課徴収費	千円 33,640	千円 1,210	千円 34,850	千円	千円 1,210	千円	千円		千円		
					1,210			12. 委託料	1,210	1. 賦課徴収事務費 〔納税課〕 委託料 税総合システム改修委託 クレジットカード決済導入 委託	
計	33,640	1,210	34,850		1,210						

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者償還金及び還付金	千円 14,000	千円 37,542	千円 51,542	千円	千円	千円	千円		千円		
							37,542	22. 償還金, 利子及び割引料	37,542	1. 一般被保険者償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	
3. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金	0	2,320	2,320				2,320				
							2,320	22. 償還金, 利子及び割引料	2,320	1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金	
計	14,201	39,862	54,063				39,862				

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	千円 0	千円 8,565	千円 8,565	千円	千円	千円	千円	千円 8,565		千円 8,565	
								27. 繰出金	8,565	1. 一般会計繰出金 〔保険年金課〕繰出金 一般会計繰出金	
計	0	8,565	8,565					8,565			

議案第 32 号

令和 3 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第32号別紙

令和3年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和3年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,084,179千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月27日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
4. 繰 越 金		1	6,531	6,532
	1. 繰 越 金	1	6,531	6,532
5. 諸 収 入		63,104	2,659	65,763
	4. 受 託 事 業 収 入	61,714	850	62,564
	5. 雑 入	2	1,809	1,811
歳 入	合 計	2,074,989	9,190	2,084,179

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
2. 広 域 連 合 納 付 金		1,958,387	△35,447	1,922,940
	1. 広 域 連 合 納 付 金	1,958,387	△35,447	1,922,940
4. 諸 支 出 金		1,388	44,637	46,025
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,387	2,166	3,553
	2. 繰 出 金	1	42,471	42,472
歳 出	合 計	2,074,989	9,190	2,084,179

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	6,531	6,532
5. 諸収入	63,104	2,659	65,763
歳入合計	2,074,989	9,190	2,084,179

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 広域連合納付金	1,958,387	△35,447	1,922,940	0	0	0	0	△35,447
4. 諸支出金	1,388	44,637	46,025	0	0	0	0	44,637
歳出合計	2,074,989	9,190	2,084,179	0	0	0	0	9,190

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 6,531	千円 6,532	1. 繰越金	千円 6,531	1. 前年度繰越金
計	1	6,531	6,532			

(款) 5. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 受託事業収入	千円 61,714	千円 850	千円 62,564	2. 葬祭費 受託事業収入	千円 850	1. 葬祭費受託事業収入
計	61,714	850	62,564			

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 2	千円 1,809	千円 1,811	1. 雑入	千円 1,809	2. 雑入
計	2	1,809	1,811			

(款) 5. 諸収入

3. 歳出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 広域連合 分賦金	千円 1,958,387	千円 △35,447	千円 1,922,940	千円	千円	千円	千円	千円 △35,447 △35,447	18. 負担金, 補助及び 交付金	千円 △35,447	千円 1. 広域連合負担金 △35,447 〔保険年金課〕 負担金, 補助及び交付金 △35,447 療養給付費負担金 △33,747 保険料軽減措置負担金 △2,564 葬祭事業費負担金 864
計	1,958,387	△35,447	1,922,940					△35,447			

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保険料 還付金	千円 1,377	千円 2,166	千円 3,543	千円	千円	千円	千円	千円 2,166 2,166	22. 償還金, 利子及び 割引料	千円 2,166	千円 1. 保険料還付金 2,166 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 2,166 保険料還付金
計	1,387	2,166	3,553					2,166			

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 一般会計 繰出金	千円 1	千円 42,471	千円 42,472	千円	千円	千円	千円	千円 42,471 42,471	27. 繰出金	千円 42,471	千円 1. 一般会計繰出金 42,471 〔保険年金課〕

											繰出金	42,471
											一般会計繰出金	
計	1	42,471	42,472					42,471				

議案第 33 号

令和 3 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第33号別紙

令和3年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和3年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,240,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月27日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
9. 繰越金		1	245,647	245,648
	1. 繰越金	1	245,647	245,648
歳入	合計	6,994,621	245,647	7,240,268

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
5. 基金積立金		8	133,583	133,591
	1. 基金積立金	8	133,583	133,591
7. 繰出金		1	1,789	1,790
	1. 繰出金	1	1,789	1,790
8. 諸支出名		2,002	110,275	112,277
	1. 償還金及び還付加算金	2,001	110,275	112,276
歳出	合計	6,994,621	245,647	7,240,268

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
9. 繰越金	1	245,647	245,648
歳入合計	6,994,621	245,647	7,240,268

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
5. 基金積立金	8	133,583	133,591	0	0	0	0	133,583
7. 繰出金	1	1,789	1,790	0	0	0	0	1,789
8. 諸支出金	2,002	110,275	112,277	0	0	0	0	110,275
歳出合計	6,994,621	245,647	7,240,268	0	0	0	0	245,647

2. 歳入

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 245,647	千円 245,648	1. 繰越金	千円 245,647	1. 前年度繰越金 千円
計	1	245,647	245,648			

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	千円 8	千円 133,583	千円 133,591	千円	千円	千円	千円	千円 133,583		千円 133,583	千円 133,583
								24. 積立金	133,583		1. 介護保険給付費準備基金積立金 〔高齢障がい課〕 積立金 介護保険給付費準備基金積立金
計	8	133,583	133,591					133,583			

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 他会計繰出金	千円 1	千円 1,789	千円 1,790	千円	千円	千円	千円	千円 1,789		千円 1,789	千円 1,789
								27. 繰出金	1,789		1. 他会計繰出金 〔高齢障がい課〕 繰出金 他会計繰出金
計	1	1,789	1,790					1,789			

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 償還金	千円 1	千円 110,275	千円 110,276	千円	千円	千円	千円	千円 110,275		千円	千円

								110,275	22. 償還金, 利子及び 割引料	110,275	1. 国庫支出金等過年度分返還金 110,275
											[高齢障がい課] 償還金, 利子及び割引料 110,275 国庫支出金等過年度分返還 金
計	2,001	110,275	112,276					110,275			

議案第 34 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(狛江市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人（国、<u>地方公共団体、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等及び同条第10項に規定する地方独立行政法人を</u>除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(他法令等との調整)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 法人（国、<u>独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人を</u>除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(他法令等との調整)</p>

改正後	改正前
<p>第56条 (略)</p> <p>2 この条例は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる保有個人情報その他の同法第52条に規定する保有個人情報</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第56条 (略)</p> <p>2 この条例は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる保有個人情報その他の同法第52条第1項に規定する保有個人情報</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、実施機関は、当該実施機関が番号利用法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者に該当する場合においては、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第19条 実施機関は、情報提供者又は条例事務関係情報提供者</p>	<p>(利用範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、実施機関は、当該実施機関が番号利用法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者に該当する場合においては、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第19条 実施機関は、情報提供者又は条例事務関係情報提供者</p>

改正後	改正前
<p>(以下「情報提供者等」という。)として、番号利用法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて番号利用法第21条第2項又は同項を準用する番号利用法第26条の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、規則で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者(以下「情報照会者等」という。)に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(情報提供等の記録)</p> <p>第20条 実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、番号利用法第19条第8号又は第9号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人情報の保護に関する法律第78条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</u></p>	<p>(以下「情報提供者等」という。)として、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて番号利用法第21条第2項又は同項を準用する番号利用法第26条の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、規則で定めるところにより、情報照会者又は条例事務関係情報照会者(以下「情報照会者等」という。)に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(情報提供等の記録)</p> <p>第20条 実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>番号利用法第31条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条に規定する不開示情報に該当すると認</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(秘密の管理)</p> <p>第21条 実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、情報提供等事務（番号利用法第19条第8号又は第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者等及び情報提供者等が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保有特定個人情報の提供先への通知)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号又は第9号</u>に規定する情報照会者等又は情報提供者等（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報ファイルの作成の制限)</p>	<p><u>めるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>番号利用法第31条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</u></p> <p>(秘密の管理)</p> <p>第21条 実施機関は、情報照会者等又は情報提供者等として、情報提供等事務（番号利用法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者等及び情報提供者等が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(保有特定個人情報の提供先への通知)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号利用法第19条第7号又は第8号</u>に規定する情報照会者等又は情報提供者等（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報ファイルの作成の制限)</p>

改正後	改正前
<p>第52条 実施機関は個人番号利用事務等実施者として、当該実施機関の職員はその他個人番号利用事務等に従事する者として、番号利用法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。</p>	<p>第52条 実施機関は個人番号利用事務等実施者として、当該実施機関の職員はその他個人番号利用事務等に従事する者として、番号利用法第19条第12号から第15号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。</p>

(狛江市手数料条例の一部改正)

第3条 狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条・第4条関係）				別表（第2条・第4条関係）			
事項	単位	金額 (円)	備考	事項	単位	金額 (円)	備考
(略)				(略)			
35 工場変更認可	1件	7,600		35 工場変更認可	1件	7,600	
				36 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の	1枚	800	

改正後				改正前			
				提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条及び第29条に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）			
36	その他の証明	1通	300	37	その他の証明	1通	300

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に規定する日から施行する。

- (1) 狛江市個人情報保護条例の改正規定
- (2) 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第20条第2項の改正規定

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 35 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(個人均等割の税率の軽減)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げ</p>	<p>(個人均等割の税率の軽減)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、前条第1項の額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとする。ただし、第2号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合には、600円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。</u>） 600円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p>	<p>る者に該当する納税義務者にあつては、同号の規定により計算した減額すべき額が600円を超える場合には、600円とする。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 600円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p>

改正後	改正前
<p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) （略）</p> <p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2</p>	<p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(9) （略）</p> <p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2</p>

改正後	改正前
<p>第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）</p>	<p>第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>（1）～（3） （略）</p>	<p>（1）～（3） （略）</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金</p>	<p>（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金</p>

改正後	改正前
<p>額，退職所得金額及び山林所得金額の合計額が，35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては，第23条第1項の規定にかかわらず，所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。</p>	<p>額，退職所得金額及び山林所得金額の合計額が，35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては，第23条第1項の規定にかかわらず，所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。</p>

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和4年1月1日から施行する。ただし，第24条第2項，第32条第1号，第36条の3の3第1項及び付則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は，令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の狛江市税条例（以下この条において「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は，所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し，所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の狛江市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については，なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 36 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 4 章 雑則（第54条・第55条）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 4 章 雑則（第54条）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定める電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による文書の交付につい</p>

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代</p>	<p><u>て準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (略)</p>

改正後	改正前
<p>えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される ものをいう。以下この条において同じ。）により行うことがで きる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交 付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を 得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記 載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設 等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理 組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの （以下この条において「電磁的方法」という。）により提供す ることができる。この場合において、当該特定教育・保育施設 等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げ るもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・ 保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する 電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じ て教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給</p>	

改正後	改正前
<p><u>付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>（2） 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる方法は，教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設等は，第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>（1） 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>（2） ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は，当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により，電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該教育・保育給付認定保護者に対し，第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし，当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任) 第55条 (略)</p>	<p>(委任) 第54条 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 37 号

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市は、市民が次の各号に掲げる一の災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被害が発生した市町村（特別区を含む。）をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）<u>第2条第1項</u>の規定による救助が行われた災害（前2号に定める程度以上の災害を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(災害援護資金の貸付け、限度額、償還期間)</p>	<p>(災害弔慰金の支給)</p> <p>第3条 市は、市民が次の各号に掲げる一の災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被害が発生した市町村（特別区を含む。）をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で災害救助法（昭和22年法律第118号）<u>第2条</u>の規定による救助が行われた災害（前2号に定める程度以上の災害を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(災害援護資金の貸付け、限度額、償還期間)</p>
<p>第12条 市は、<u>その区域内</u>において生じた災害で災害救助法<u>第2条第1項</u>による救助が行われる災害及び令第3条に定める災害</p>	<p>第12条 市は、<u>東京都の区域内</u>において生じた災害で災害救助法による救助が行われる災害及び救助が行われた災害（以下この</p>

改正後	改正前
<p>(以下この条において単に「災害」という。)により、次の表の左欄に掲げる一以上の被害を受けた世帯で令第4条の規定により算出した当該世帯に属する者の所得の合計額が令第5条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、次の表に掲げる当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ右欄に掲げる額以内の災害援護資金の貸付けを行う。</p> <div data-bbox="212 523 1095 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>2 (略)</p>	<p>条において単に「災害」という。)により、次の表の左欄に掲げる一以上の被害を受けた世帯で令第4条の規定により算出した当該世帯に属する者の所得の合計額が令第5条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、次の表に掲げる当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ右欄に掲げる額以内の災害援護資金の貸付けを行う。</p> <div data-bbox="1149 523 2031 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 38 号

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前								
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第 3 条 <u>建築物の用途の制限</u>については、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4 及び別表第 5 建築物の用途の制限の項に掲げるところによる。</p>			<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第 3 条 前条に規定する区域内においては、地区整備計画区域に係る地区整備計画において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じて別表第 2，別表第 3，別表第 4 及び別表第 5 建築物の用途の制限の項に掲げる<u>建築物は、建築してはならない。</u></p>								
<p>別表第 2（第 3 条，第 4 条，第 6 条－第 8 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>計画地区の区分</td> <td>住宅地区 A</td> <td>住宅地区 B</td> </tr> </table>			計画地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B	<p>別表第 2（第 3 条，第 4 条，第 6 条－第 8 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>計画地区の区分</td> <td>住宅地区 A</td> <td>住宅地区 B</td> </tr> </table>			計画地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B
計画地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B									
計画地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B									

改正後		改正前	
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>1 法別表第2(イ)の項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30平方メートル未満の住戸を有するもの</p> <p>2 法別表第2(イ)の項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30平方メートル未満の住戸を有するもの</p>	建築物の用途の制限	<p>1 法別表第2(イ)の項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30平方メートル未満の住戸を有するもの</p> <p>2 法別表第2(イ)の項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30平方メートル未満の住戸を有するもの</p>
建築物の容積率の最高限度	<p>目標容積率は10分の15。ただし、次の算定式により得られた数値が10分の15未満の場合は、その数値とする。</p> $V = (1 - K) + 8 / 10$ <p>V：最高限度</p> <p>K：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合</p> <p>暫定容積率は10分の8</p>	建築物の容積率の最高限度	<p>目標容積率は10分の15。ただし、次の算定式により得られた数値が10分の15未満の場合は、その数値とする。</p> $V = (1 - K) + 8 / 10$ <p>V：最高限度</p> <p>K：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合</p> <p>暫定容積率は10分の8</p>
(略)		(略)	

別表第3 (第3条-第8条関係)

計画地区の区分	住宅再生A地区	住宅再生促進地区	住宅公益複合地区	公共公益地区
---------	---------	----------	----------	--------

別表第3 (第3条-第8条関係)

計画地区の区分	住宅再生促進地区	住宅公益複合地区	公共公益地区
建築物の用途の制限	<p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これ</p>		

改正後		改正前				
建築物の用途の制限	1 建築することができる建築物（多摩川住宅地区地区計画方針附図に表示するにぎわい軸に面する建築物の1階部分において、法第48条第3項の規定以外に建築することができる建築物をいう。） 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもので，その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの	建築してはならない建築物 1 一戸建ての住宅 2 一戸建ての住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 長屋，寄宿舍又は下宿 4 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）	らに類する用途を兼ねるもの 3 長屋，寄宿舍又は下宿 4 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）			
	2 建築しては		建築物の容積率の最高限度	10分の6	10分の11	10分の10
			建築物の建蔽率の最高限度	10分の2.6	10分の3.5	10分の5
			建築物の敷地面積の最低限度	—	1,000平方メートル	
			壁面の位置の制限	—	多摩川住宅地区地区計画図3に表示する4号壁面の位置の制限は，	多摩川住宅地区地区計画図3に表示する3号壁面の位置の制限は，

改正後		改正前			
<p>ならない建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 長屋、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p>				道路境界線から4メートル以上	道路境界線から5メートル以上
		建築物の高さの最高限度	—	20メートル以下かつ地上の階数6階以下	<p>建築物の高さは、次のいずれか低い方の高さとする。</p> <p>1 25メートル以下かつ地上の階数8階以下</p> <p>2 多摩川住宅地区地区計画図2に表示する区画道路1号に面する敷地は、建築物の各部分から区画道路1号の反対側の境界線までの真北方向の水</p>

改正後				改正前			
	<p>(7) 多摩川住宅地区地区計画方針附図に表示するにぎわい軸に面する建築物の1階を居住の用に供するもの。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>ア 管理事務室，集会所等</p> <p>イ 居住の用に供する玄関，階段等</p>						<p>平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下</p>
建築物の容積率の最高	10分の16。ただし、良好な居住面積水準（70平方メートル）を満たす住戸を各	10分の6	10分の11	10分の10			

改正後					改正前				
限度	<p>街区ごとに整備する戸数の2分の1以上設けるものとし、次のいずれかに該当すると市長が認める場合は、10分の17とする。</p> <p>1 CASBE E（建築環境総合性能評価システム）の建築（新築）Aランク以上の認証を受けたもの</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する認定を受けたもの</p>								
建築物の	10分の4。ただし、緑地、地区	10分の2.6	10分の3.5	10分の5					

改正後				改正前
建蔽率の最高限度	公園及び地区広場を建築敷地面積の100分の16以上設置していると市長が認める場合は、100分の41とする。			
建築物の敷地面積の最低限度	5,000平方メートル	—	1,000平方メートル	
壁面の位置の制限	1 多摩川住宅地区地区計画図3（以下「多摩川計画図3」という。）に表示する1号壁面の位置は、道路境界線から7メートル以上	—	多摩川計画図3に表示する4号壁面の位置は、道路境界線から4メートル以上	多摩川計画図3に表示する3号壁面の位置は、道路境界線から5メートル以上

改正後				改正前			
	<p>2 多摩川計画図3に表示する3号壁面の位置は、道路境界線から5メートル以上</p> <p>3 多摩川計画図3に表示する5号壁面の位置は、地区施設境界線から2メートル以上</p>						
建築物の 高さの最 高限 度	<p>1 建築物の高さは、次のいずれか低い方の高さとする。</p> <p>(1) 25メートル以下かつ地上の階数8階以下</p> <p>(2) 多摩川住宅地区地区計画図2に表示する</p>	—	20メートル以下かつ地上の階数6階以下	<p>建築物の高さは、次のいずれか低い方の高さとする。</p> <p>1 25メートル以下かつ地上の階数8階以下</p>			

改正後				改正前
	<p>区画道路 1 号に面する敷地については、建築物の各部分から区画道路 1 号の反対側の境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メートルを加えたもの以下</p> <p>(3) 調布都市計画道路 3・4・4 号線北側水路の北側境界線からの距離が 20 メートルを超え 40 メートル以下の区域は、20 メ</p>		<p>2 多摩川住宅地区地区計画図 2 に表示する区画道路 1 号に面する敷地は、建築物の各部分から区画道路 1 号の反対側の境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メ</p>	

改正後				改正前
	<p>一 トル以下 かつ地上の 階数6階以下</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、備考の表（イ）の項に示す要件のいずれかに適合するものは、上記1（1）に規定する高さは同表（ロ）の項に掲げる高さとする。</p>			<p>を加えたもの以下</p>
備考 次の（イ）の項に掲げる緩和要件のいずれかを満たす場合において、建築物の高さの最高限度は、（ロ）の項に定めるところによる。				
計画地区の区分	住宅再生A地区			

改正後				改正前			
(イ)	緩和要件	<p>1 東京都マンション環境性能表示基準（平成17年東京都告示第846号）の項目全てを星印3つとすること。</p> <p>2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項に規定する認定を受けること。</p> <p>3 上記1及び2と同等の良質な住宅ストックの形成に値すると認められる基準を満たすこと。</p>					
		緩和内容（道路幅員と壁面の位置の	道路幅員	壁面の位置の制限	高さの最高限度		
					25メートル以下かつ地上の階数8階以下	31メートル以下	37.5メートル以下
(ロ)		16メートル	7メートル	道路境界から7メートル以上15メートル未満	道路境界から15メートル以上23メートル未満	道路境界から23メートル以上	
		16メートル	5メートル	道路境界から5メートル以	道路境界から12メートル以	道路境界から19メー	

改正後						改正前					
制限による高さの最高限度の範囲)				上12メートル未満	上19メートル未満	トル以上					
	12メートル	5メートル		道路境界から5メートル以上11メートル未満	道路境界から11メートル以上17メートル未満	道路境界から17メートル以上					
	11メートル	5メートル		道路境界から5メートル以上10メートル未満	道路境界から10メートル以上16メートル未満	道路境界から16メートル以上					
	10メートル	5メートル		道路境界から5メートル以上10メートル未満	道路境界から10メートル以上16メートル未満	道路境界から16メートル以上					

別表第4 (第3条, 第6条-第8条関係)

計画地区の	地域交流地区	幹線道路沿道地区	中高層住宅地区Ⅰ	中高層住宅地区Ⅱ	低層住宅地区
-------	--------	----------	----------	----------	--------

別表第4 (第3条, 第6条-第8条関係)

計画地区の	地域交流地区	幹線道路沿道地区	中高層住宅地区Ⅰ	中高層住宅地区Ⅱ	低層住宅地区
-------	--------	----------	----------	----------	--------

改正後						改正前					
区分						区分					
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 1 工場 2 倉庫業を営む倉庫 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	建築してはならない建築物 1 工場 2 トラックルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地、埋葬等に関する法律（昭和	—	—		建築物の用途の制限	1 工場 2 倉庫業を営む倉庫 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	1 工場 2 トラックルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第	—	—	

改正後					改正前				
		23年法律第48号) 第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの					2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの		
建築物の敷地面積の最低限度	—	70平方メートル	1 一戸建ての住宅又は二戸長屋は、100平方メートル 2 前項以外の建築物は、3,000平方メートル	—	建築物の敷地面積の最低限度	—	70平方メートル	1 一戸建ての住宅又は二戸長屋は、100平方メートル 2 前項以外の建築物は、3,000平方メートル	—
(略)					(略)				

別表第5 (第3条, 第6条, 第8条関係)

別表第5 (第3条, 第6条, 第8条関係)

改正後			改正前		
計画地区の区分	幹線道路沿道地区Ⅰ	幹線道路沿道地区Ⅱ	計画地区の区分	幹線道路沿道地区Ⅰ	幹線道路沿道地区Ⅱ
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 倉庫業を営む倉庫 3 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの	建築してはならない建築物 1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 トランクルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地，埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの	建築物の用途の制限	1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 倉庫業を営む倉庫 3 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの	1 工場（自動車修理工場を除く。） 2 トランクルーム 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎（15平方メートルを超えるもの） 6 墓地，埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	—	70平方メートル	建築物の敷地面積の最低限度	—	70平方メートル
(略)			(略)		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

調布都市計画多摩川住宅地区地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 39 号

道路の認定について

道路の認定につき、下記道路調書のとおり議会の議決を求める。

記

道路調書

路線番号	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (㎡)
市道 第 887 号線	和泉本町三丁目 1136-9 番地	和泉本町三丁目 1144-1 番地	5.00	134.52	745.03

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるため。

認定第 1 号

令和 2 年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 2 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 3 号

令和 2 年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 4 号

令和 2 年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 5 号

令和 2 年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 6 号

令和 2 年度狛江市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定による。